4　育児休業中の保険料の免除要件に関する事項

(一)　育児休業等をしている被保険者（産前産後休業をしていることにより保険料を徴収しないこととされている被保険者を除く。(二)において同じ。）の保険料について、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月の保険料の徴収を免除することとされているところ、これに加え、その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が一四日以上である場合は、当該月の保険料の徴収を免除することとし、また、育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限り徴収を免除することとした。（第一五九条第一項関係）

(二)　被保険者が連続する二以上の育児休業等をしている場合（これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。）における(一)の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなすこととした。（第一五九条第二項関係）

二　船員保険法の一部改正関係

1　疾病任意継続被保険者について、一の1の(一)に準じた改正を行うこととした。（第一四条関係）

2　傷病手当金について、一の2に準じた改正を行うこととした。（第三三条第三項及び第六九条第五項関係）

3　全国健康保険協会が実施する保健事業における健康診断等の情報の活用促進について、一の3に準じた改正を行うこととした。（第一一一条第二項～第四項関係）

4　育児休業中の保険料の免除要件について、一の4に準じた改正を行うこととした。（第一一八条関係）

三　厚生年金保険法の一部改正関係

育児休業中の保険料の免除要件について、一の4に準じた改正を行うこととした。（第八一条の二関係）

四　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係

育児休業中の掛金又は徴収金のうち免除保険料額の免除要件について、一の4に準じた改正を行うこととした。（附則第五条第二項関係）

五　高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正関係

1　後期高齢者医療における一部負担金の負担割合に関する事項

被保険者の療養の給付に係る一部負担金の負担割合について、当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合は、その負担割合を一〇〇分の二〇とすることとした。（第六七条第一項関係）

2　特定健康診査等及び高齢者保健事業における健康診断等の情報の活用促進に関する事項

(一)　保険者（全国健康保険協会、健康保険組合、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。(二)及び(三)において同じ。）は、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るため、加入者（高齢者の医療の確保に関する法律に規定する加入者をいう。以下この(一)において同じ。）の資格を取得した者が後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を有していたことがあるときは、当該後期高齢者医療広域連合に対し、当該後期高齢者医療広域連合が保存している当該加入者に係る健康診査又は保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができることとした。（第二七条第二項関係）

(二)　後期高齢者医療広域連合及び当該後期高齢者医療広域連合から高齢者保健事業の実施の委託を受けた市町村は、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を取得した者があるときは、当該被保険者が加入していた保険者に対し、当該保険者が保存している当該被保険者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができることとした。（第一二五条の三第一項関係）

(三)　(一)又は(二)の規定により、健康診査若しくは保健指導に関する記録又は特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写しの提供を求められた後期高齢者医療広域連合又は保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならないこととした。（第二七条第四項及び第一二五条の三第四項関係）

六　国民健康保険法の一部改正関係

1　未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置に関する事項

(一)　市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、六歳に達する日以後の最初の三月三一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は七に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととした。（第七二条の三の二第一項関係）

(二)　国は、政令で定めるところにより、(一)の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担することとした。（第七二条の三の二第二項関係）

(三)　都道府県は、政令で定めるところにより、(一)の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担することとした。（第七二条の三の二第三項関係）

2　財政安定化基金に関する事項

都道府県は、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができることとした。（第八一条の二第四項関係）

3　保健事業における健康診断等の情報の活用促進に関する事項

市町村及び国民健康保険組合が実施する保健事業における健康診断等の情報の活用促進について、一の3に準じた改正を行うこととした。（第八二条第二項～第四項関係）

4　都道府県国民健康保険運営方針に関する事項

都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針において、当該都道府県内の市町村における保険料の水準の平準化に関する事項を定めるとともに、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の状況及びその見通しその他の事情を勘案し、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定めるよう努めることとした。（第八二条の二第二項及び第五項関係）

七　地方税法の一部改正関係

市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額することとした。（第七〇三条の五第二項関係）

八　生活保護法の一部改正関係

1　電子資格確認及び受給者番号等の告知制限等に関する事項

(一)　電子資格確認に関する事項

(1)　被保護者は、医療の給付のうち、指定医療機関に委託して行うものを受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定医療機関から、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることとした。（第三四条第五項関係）

(2)　(1)の「電子資格確認」とは、被保護者が、保護の実施機関に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保護者の医療扶助の受給資格に係る情報（医療の給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する